

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-6-10
処分の種類	第1種製造者に対する措置命令			
根拠法令条例等・条項	高圧ガス保安法第26条第4項			
処分の概要	第1種製造者又はその従業員が、危害予防規程を守っていない場合において、守らせるため必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (過去に先例なし、法令の定め以上に設定するのが困難)			
基準の制定根拠				